

## ○ 委員長報告

6月定例会本会議で報告された総務企画委員長報告は、以下のとおりです。

令和3年6月定例会

### 総務企画委員長報告

報告いたします。

当委員会に付託されました議案の審査結果は、お手元に配付されております委員会審査報告書のとおりでありまして、いずれも原案のとおり可決決定されました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

まず第1点は、過疎地域における県税の特別措置に関する条例についてであります。

このことについて一部の委員から、過疎条例の目的と今回の改正内容、これまでの実績はどうかとただしたのであります。

これに対し理事者から、過疎条例は、著しい人口減少等に伴い、地域社会の活力が低下した地域に対し税制上の特別措置を講じることによる住民福祉の向上、雇用の拡大、地域格差の是正等を目的としている。

今回の改正は、対象地域を県内14市町の過疎地域内の産業振興促進区域に限定した上で、製造業や農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の用に供する設備の取得等に対し、事業税や不動産取得税を課税免除するものである。

昭和45年の条例制定以降、事業税101件約8億6千万円、不動産取得税146件約7億7千万円、直近5か年では、事業税14件約7千万円、不動産取得税22件約1億8千万円が免除され、今回の改正により、今後も適用が見込まれる旨の答弁がありました。

第2点は、業務効率化の取組みについてであります。

このことについて一部の委員から、県庁の業務効率化の取組みを、どのように進めるのかとただしたのであります。

これに対し理事者から、業務の効率化を進めるに当たり、昨年実施した全庁の業務量調査により業務の見える化を図り、現在、業務改革を行う対象の絞り込みを行っている。選定する業務は、他の自治体との比較を行い、AIやRPA等の活用も踏まえて業務フローを改善する実証を行うほか、実証までのプロセスやその効果を庁内に周知することで、業務改革の機運を醸成することとしている。

また、現在、本県が主導して、業務改革に対する意識が高い地方自治体で構

成する自治体事務標準化協議会の設立に向けて準備を進めており、この協議会では、それぞれの自治体の業務量調査や業務改善の実践結果のほか、業務改革に資する情報等の共有を図りたい旨の答弁がありました。

第3点は、SDGsについてであります。

このことについて一部の委員から、SDGsを第3期アクションプログラムに紐づけた狙いは何かとただしたのであります。

これに対し理事者から、狙いは2つあり、一つ目は、長期計画の推進に当たり、SDGsの視点から目標認識を明らかにするとともに、政策立案や実践において、SDGsの理念を踏まえることで新たな気づきやアイデアが生まれ、政策推進の全体最適化へとつなげていく「県政推進力の強化」。

二つ目は、計画や広報パンフレット等へSDGsのアイコンを付けるなどのビジュアル化を図り、取組みの見える化を通じて県内外の関係者の県政参画を促進し、地域課題の解決へとつなげていく「パートナーシップの深化」である。

今後とも全分野で総合的に推進できる体制の強化を図り、先行する民間や大学と連携しながら、SDGsの理念を反映させた施策を積極的に推進し、本県の持続的な発展を目指したい旨の答弁がありました。

このほか、

- ・工事の入札・契約制度における働き方改革への対応
- ・これからの地方分権の在り方
- ・全庁のペーパーレス化の取組み

などについても、論議があったことを付言いたします。

以上で報告を終わります。